平成２１年（フ）第１１０１号
京都市右京区太秦棚森町４番地52
債務者　石野　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１９号
京都市北区紫野宮東町10番地３　ルモン紫野502号
債務者　斗南こと　南　　重純
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
京都市伏見区三栖向町740番地　コーポ中書島202号室
債務者　中佐　裕一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３９号
京都市左京区岩倉花園町265番地１　ＹＡＲＤ・ＢＩＲＤ・K101号室
債務者　西　　康子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４２号
京都府長岡京市城の里６番地６
債務者　今泉　一真（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８５号
京都市右京区嵯峨朝日町１番地39、住民票上の住所京都市左京区聖護院蓮華蔵町９番地
第一谷口マンション３Ｆ５
債務者　高田　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
佐賀県唐津市和多田西山５番16号
債務者　山口　久子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２９５号
秋田市四ツ小屋字上野65番地３、前住所秋田市仁井田目長田３丁目１番５号　アーバンティ初203号
債務者　伊藤　由晶
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１号
福井県鯖江市糺町第39号46番地、旧住所福井県鯖江市平井町第18号10番地32
債務者　出所　末子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
福井県鯖江市糺町第39号46番地、旧住所福井県鯖江市平井町第18号10番地32
債務者　出所　　明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
岐阜県美濃加茂市西町８丁目231番地１　サンファミリーＡ棟201
債務者　林田　康治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２５２号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越97番地２
債務者　佐藤　俊子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０２号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜35番地２―031号
債務者　大倉　純二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９９号
高知市大津乙869番地１　ビ・ウェル大津201号室
債務者　森田　義廣
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２号
高知県土佐清水市窪津494番地、住民票上の住所高知県土佐清水市加久見入沢町９番13号
債務者　村上　一男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５６号
高知県幡多郡大月町大字弘見4135番地３
債務者　平林　鉄男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４６０号
大分市大字下郡3666番地の30　滝尾タクシー社宅302
債務者　大谷　秀幸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係